

登記・供託関係について

平成18年5月12日
法 務 省

総人件費改革における登記・供託関係の取組について

政府全体で5年5%以上の定員純減に寄与するため、登記・供託関係では、以下の事項により 1,588人を目標に定員削減を実施（本年3月の回答内容）。

（内訳）登記事項証明書等の交付等の事務の市場化テスト実施で 1,181人
登記所の統廃合で 57人
登記のオンライン申請率の向上で 約350人

上記の削減目標（ 1,588人）を達成するため、法務省では、別紙1～3に掲げる具体的取組を実施予定。

市場化テストの実施について・・・別紙1
登記所の統廃合の推進について・・・別紙2
オンライン申請の利用促進について・・・別紙3

これらの取組のほか、

- ・ 地図情報システムの導入による効率化に伴う定員合理化
- ・ 登記所の統廃合による定員合理化数の積増し

について検討中。

証明事務(乙号事務)の民間委託について

市場化テストの実施
による乙号事務の
包括的な民間委託

すべての対象登記所で
民間委託を実施

乙号事務専従職員
1,181人を順次削減

スケジュール

- 平成18年度
一部の登記所(地図情報システム導入庁)において、乙号事務の包括的民間委託について試行を実施
- 平成19年度
一部の登記所において、市場化テスト法に基づく競争入札を試行的に実施
- 平成20年度～平成22年度
地図情報システムが導入された庁を対象として、順次、市場化テストを実施

[対象登記所(乙号事務専従職員が配置されている庁)の地図情報システム展開比率]

年度末	H19	H20	H21	H22
展開比率	35%	63%	82%	100%

実現に向けた取組

- 試行により、包括的民間委託実施上の具体的な問題点及び対応策を把握・検証
- 試行結果を踏まえ、市場化テストのための競争入札実施要項案を準備
⇒競争入札実施要項案の準備に当たっては、各方面から意見を聴取し、市場化テスト実施の趣旨を踏まえ、民間事業者の創意と工夫が反映され、適正な競争が導入されるよう十分に検討
- 登記所内部のレイアウト等の検討
- 比較的規模の大きな都市部の庁を中心として、様々な形態の庁を対象に市場化テストを実施し、その結果を検証
⇒翌年度からの本格実施に向けた問題点を検証
- 各年度の実施結果を検証し、その結果を競争入札実施要項の見直しに反映させる。
- なお、応札がなかったことなどにより民間委託がされない庁についても、可能な限りアウトソーシングを進め、乙号事務専従職員の削減を図る。

登記所の統廃合の推進について

登記所の統廃合の
一層の推進

平成19年度以降,
約120庁の統廃合を実施

57人を削減

スケジュール

登記所の適正配置基準に基づき、以下のスケジュールで登記所の統廃合を着実に実施

- 平成18年度
約30庁の統廃合を着実に実施
- 平成19年度～平成22年度
約120庁の統廃合を着実に実施

○ 登記所の適正配置の基準

- ア 原則として、1つの広域市町村圏に1つの登記所(広域市町村圏を基礎とした登記行政サービス圏を設定)
ただし、当面は、以下のいずれかに該当する登記所を統合
- ・ 登記申請事件数15,000件未満
 - ・ 隣接登記所への所要時間概ね30分以内
- イ 1つの圏域の事件数の合計が10,000件未満の場合は、隣接する圏域の登記所へ統合
- ウ 広域市町村圏が設定されていない地域(大都市周辺地域広域行政圏が設定されている地域を含む。)は、アに準ずる。

実現に向けた取組

- サービス水準を低下させないための取組
 - ・オンライン申請, 登記情報提供システム, 登記情報交換システムの利用促進
 - ・廃止地域における登記相談サービスの実施
- 統合受入庁の庁舎整備
執務室, 待合室, 書庫等のために, 統合受入庁の庁舎整備が必要
 - ・計画的な施設整備
 - ・新営, 増築, 敷地取得等につき必要な予算の確保

このほか、登記所の統廃合の推進による定員合理化数の積増しについて検討中。

オンライン申請の利用促進について

登記のオンライン
申請の導入による
事務の効率化

オンライン利用率
50%の実現

約350人を削減

『平成22年度までにオンライン利用率を50%以上とする』ことが政府目標(IT新改革戦略)

実現に向けた取組

- オンライン利用促進行動計画の実施
 - ・オンライン指定登記所の拡大
 - ・利用しやすいシステムへの改善
 - ・専門資格者団体との連携の強化
 - ・広報活動の充実
 - ・公的個人認証の普及
 - ・官公署等が発行する証明書の電子化の推進
 - ・登録免許税の引下げ検討
 - ・税・手数料の納入方法の容易化

- 法務副大臣を座長とするプロジェクトチームによる取組
 - ・金融機関、資格者代理人、法律学者等が構成員として参画
 - ・一定地域でオンライン普及策について直接利用者に働きかけるなど具体的な取組を行う。

具体的な方策

- 全国の登記所をオンライン化(現行110庁。平成20年度までに全庁をオンライン化)
- 登記申請作成支援ソフトの仕様公開, 機能改善
- 専門資格者団体に対し電子証明書の普及を積極的に働きかけ
- 登記所窓口におけるパンフレット等の配布, 法務省HPの見直しの広報活動のさらなる充実(オンライン申請可能庁の早期情報提供)
- 窓口利用者を対象としたオンライン利用促進のためのアンケート調査の実施
- 税制改正要望としてオンライン申請を利用した場合の登録免許税の引下げを要望

- オンライン申請の利用促進の障害となっている事項の検討
- オンライン申請の利用促進のために必要な法令改正等の検討
- モデル地域を決定し, 平成18年度の早期を目途として具体策を実施・検証

登記申請等事件処理事務(甲号事務)における非常勤職員の活用等について

登記申請等事件処理事務(甲号事務)のうち、実地調査等の補助、各種通知文書の発送、申請書等の整理、統計の集計等の事務については、従来から非常勤職員を活用。

今後、証明事務(乙号事務)の市場化テスト、登記情報システムの最適化やオンライン申請率の向上の実績も踏まえ、業務フローの見直しを行う。

【非常勤職員の活用状況】※平成18年2月現在。導入率は庁数ベースで積算

●実地調査補助業務(実地調査車の運転、実地調査に必要な図面のコピー、現地における計測等の補助等)

非常勤職員導入率 **93.95%**

●登記事務の補助業務(申請書等の整理、各種通知文書の発送、統計の集計等)

非常勤職員導入率 **98.15%**

〔甲号事務の事務処理フロー図〕※二重枠は、不動産登記のみの事務

